

気仙沼市立津谷中学校同窓会会則

第1条 本会は気仙沼市立津谷中学校同窓会と称し、事務局を同校内に置く。

第2条 本会は会員相互の親睦と交友を深めるとともに、母校の発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦をはかる事業
- 2 母校の発展に寄与する事業
- 3 その他必要と認める事業

第3条 本会は次の会員をもって組織する。

- 1 正会員 気仙沼市立津谷中学校卒業生とする。
- 2 準会員 気仙沼市立津谷中学校在校生とする。
- 3 特別会員 母校教職員、旧教職員並びに本会の趣旨に賛同するもの。

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 3名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 事務局次長 1名
- (7) 事務局員 若干名
- (8) 会計 1名
- (9) 代議員 各年度卒業生 1名

2 会長、副会長、監事は総会において選出し、幹事、事務局、会計については会長が指名する。

また、代議員については各年度卒業生互選とする。

3 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし補欠により選任された役員は前任者の残任期間とする。

第5条 本会に第2条の事業遂行のため専門委員会を置くことができる。

- 1 専門委員会には、委員長、副委員長、事務局長を置く。
- 2 委員は役員会にはかって会長が委嘱する。

第6条 本会役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は会を代表し会務を統理する。
- 2 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは会務を代行する。
- 3 幹事は会務の運営にあたる。
- 4 監事は会務及び経理を監査する。
- 5 事務局は会長の命を受けて庶務をつかさどる。
- 6 会計は会長の命を受けて経理をつかさどる。
- 7 代議員は会の決定事項等について当該年度卒業生に対する連絡にあたるとともに、会務遂行に協力するものとする。

第7条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 1 顧問及び参与は総会において推戴する。
- 2 顧問及び参与は本会活動について助言する。

第8条 会議は次のとおりとする。

- 1 総会 総会は代議員をもって構成し、1年に1回会長が招集する。ただし、役員会の承認を得て臨時総会を開くことができる。総会において、次の事項を審議する。
 - (1) 会務報告及び事業計画
 - (2) 会則の改廃
 - (3) 予算、決算その他目的達成に必要な事項

総会の議長は出席者の中から選出する。

- 2 役員会 役員会は会長、副会長、監事をもって構成し、会長が招集する。会議の議長は会長があたる。

第9条 総会及び役員会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

第10条 本会の経費は次の収入をもってこれにあてる。

- 1 会費 正会員1,000円の終身会費とする。
- 2 寄付金
- 3 その他の収入

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

第12条 この会則に規定するものの他必要な事項は、役員会において決定する。

附 則

- 1 この会則は平成元年6月14日から施行する。
- 2 この会則は平成3年6月15日から施行する。
- 3 この会則は平成9年5月14日から施行する。
- 4 この会則は平成11年8月6日から施行する。
- 5 この会則は平成21年9月1日から施行する。(市町合併により設置者変更)